

株式会社愛媛建築住宅センター 木造住宅耐震評価業務規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター(以下「センター」という。)が、木造住宅の耐震性の診断及び補強計画等の適正な評価を行う業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 依頼者が行った木造住宅の耐震性の診断及び補強計画に係る耐震診断(以下「改修耐震診断」という。)等に対する評価(以下「評価業務」という。)は、センターが行う。ただし、紛争・訴訟に関する案件は取り扱わないものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合は、前2項の規定によらないことができる。

(対象とする耐震診断評価及び改修耐震診断評価)

第4条 評価業務の対象とする耐震診断評価(現況における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。以下同じ。)及び、改修耐震診断評価(補強計画における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。以下同じ)は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会会員の所管する補助事業の一環として実施したものに限る。

(木造住宅耐震評価委員会)

第5条 本規程に基づく評価等を行うため、愛媛建築住宅センター木造住宅耐震評価委員会(以下「木造住宅耐震評価委員会」という。)を、センターに置く。

2 木造住宅耐震評価委員会には、事務局を置く。

(事務局)

第6条 木造住宅耐震評価委員会の事務局は、センターの本社に置く。

(委員の構成)

第7条 木造住宅耐震評価委員会の委員は、木造住宅耐震評価業務に精通している構造関係識者、センターの職員等からセンターが選任した評価委員(以下「委員」という。)により構成する。

2 木造住宅耐震評価委員会の委員長、副委員長は、委員の中からセンターが選任する。

3 木造住宅耐震評価委員会には、原則として委員長1名、副委員長1名を置くものとする。

4 委員数は、委員長を含め5名以上とする。

(委員の任期及び解任)

第8条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は、増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 センターは、委員が次のいずれかに該当する場合、その委員を解任する。

(1) 秘密保持義務違反等職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務を執行できないと認められるとき。

(木造住宅耐震評価委員会の開催)

第9条 センターは、木造住宅の耐震性の診断及び改修耐震診断等について評価の依頼があった場合、委員を招集し木造住宅耐震評価委員会を開催する。

2 木造住宅耐震評価委員会は、正副委員長1名以上及び、委員を加え総数3名以上で開催することができる。

(評価の依頼)

第10条 木造住宅の耐震診断評価依頼は、木造住宅耐震診断結果報告書評価依頼書に、連絡協議会「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に規定する木造住宅耐震診断結果報告書、又はこれと同等の内容が記載されたもの(以下「診断結果報告書等」という。)を添付し、3部提出して行う。

2 木造住宅の改修耐震診断評価(上部構造評点のうち最小の値が、1.0以上の耐震改修評価をいう。以下同じ。)依頼は、木造住宅改修耐震診断結果報告書評価依頼書(別記様式2-1)に、マニュアルに規定する耐震改修計画書(別記様式4-1)、木造住宅改修耐震診断結果報告書、又はこれと同等の内容が記載されたもの(以下「改修耐震診断結果報告書等」という。)、評価を受けた診断結果報告書等、及び耐震診断に係る評価証の写しを添付し、3部提出して行う。ただし、センターで3年以内に木造住宅耐震診断評価を受けた場合は、診断結果報告書等を省略することができる。変更の依頼についても、これと同様とする。

3 木造住宅の段階的改修耐震診断評価(上部構造評点のうち最小の値が0.7以上1.0未満の耐震改修評価をいう。)依頼は、木造住宅段階的改修耐震診断結果報告書評価依頼書(段階的耐震改修用・別記様式2-2)に、マニュアルに規定する耐震改修計画書(段階的耐震改修用・別記様式4-2)、木造住宅改修耐震診断結果報告書(段階的耐震改修診断)、又はこれと同等の内容が記載されたもの(以下「段階的改修耐震診断結果報告書等」という。)を3部提出して行う。なお、改修耐震診断評価も同時に行う。変更の依頼についても、これと同様とする。

4 第1項の依頼は、第2項及び前項の依頼と同時に行うこととし(「総合評価」という。)、木造住宅耐震診断及び改修耐震診断報告書評価依頼書(段階的耐震改修用)(別記様式3-1・(3-2))に診断結果報告書等、改修耐震診断結果報告書等、及び段階的改修耐震診断結果報告書等を添付し、3部提出して行う。

(評価依頼の受諾)

第11条 センターは、評価の依頼が次の各号に該当することを確認できた場合、当該依頼を受諾するものとし、受諾書(別記様式5)を依頼者に交付する。

(1) 第4条に定める「対象とする耐震診断評価及び改修耐震診断評価」に該当すること。

(2) 第10条に定める提出書類に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(3) 依頼内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の受諾に際し、センターは、必要に応じ木造住宅耐震評価委員会の意見を聞くことができる。

(技術審査)

第12条 センターが、評価の依頼を受諾した場合、木造住宅耐震評価委員会は、次条に定める基準等に基づき、技術的な審査を行う。

2 委員は、審査上必要があるときは、依頼者に次の事項を求めることができる。依頼者は、これに応じなければならない。

(1) 依頼図書を補正し、又は追加すること。

(2) 質問に対し文書で回答すること。

(3) 委員会に出席し、質疑に応答すること。

(4) 委員が現地調査を行うこと。

3 木造住宅耐震評価委員会は、評価業務が円滑に行えるように、委員に補正された指摘事項の内容を確認させることができる。

(評価業務基準等)

第13条 耐震診断評価、改修耐震診断評価、及び段階的耐震改修診断評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条の規定に基づく国土交通省告示第184号の別添に示される建築物の耐震診断の指針、マニュアル、一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」その他これらと同等と認められる一般診断法または精密診断法を基準として行う。

2 耐震診断評価、改修耐震診断評価、及び段階的耐震改修診断評価は、それぞれ診断結果報告書等、又は耐震改修計画書及び改修耐震診断結果報告書等の記載事項について、前項の診断法に基づき適正に実施されたものであるかについて、評価を行う。

(評価の報告)

第14条 木造住宅耐震評価委員会は、依頼された木造住宅の耐震性の診断及び改修耐震診断等が適切であると委員の合議により認められた場合、「木造住宅耐震評価報告書」(別記様式6。以下「報告書」という。)を作成し、センターに提出する。

2 木造住宅耐震評価委員会は、依頼された木造住宅の耐震性の診断及び改修耐震診断等が適切であると委員の合議により認められなかった場合、その旨及びその理由を記した書面を作成してセンターに提出する。

(評価証等の報告)

第15条 センターは、前条第1項の報告書を受領した場合、すみやかに木造住宅耐震診断結果報告書評価証(別記様式7)又は木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証(別記様式8)、又は木造住宅耐震診断及び改修耐震診断結果報告書評価証(別記様式9)(以下、別記様式7、8、9を「評価証」という。)を作成し、評価依頼者に診断結果報告書等、又は耐震改修計画書及び改修耐震診断結果報告書等2部とともに送付しなければならない。

(業務期日)

第16条 センターは、第11条第1項の受諾日から30日以内(以下「業務期日」という。)に、評価業務を完了するものとする。ただし、依頼者が、第19条に定める手数料を指定の期日までに支払わない場合は、この限りでない。

2 前項の業務期日は、第12条第2項に要した期間は、含めないものとする。

3 センターは、依頼者と協議の上、第1項の業務期日の変更をすることができる。

(評価の依頼の取り下げ)

第17条 依頼者は、評価証の交付前に、評価依頼取り下げ届(別記様式10)により、センターに評価依頼の取り下げを届け出ることができる。

2 前項における、評価手数料の扱いは、第20条による。

(評価証の再交付)

第18条 評価証の交付を受けた者は、センターに木造住宅耐震評価証再交付依頼書(別記様式11)を提出して、評価証の再交付を依頼することができる。センターは、正当な理由があると認める場合は、評価証の再交付を行う。

(評価手数料)

第19条 依頼者は、第10条、又は前条の依頼を行う場合は、評価手数料として、1棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき別表に定める額を、センターに納入しなければならない。

2 納入方法は、現金もしくは銀行振込(振込手数料は評価依頼者の負担)とする。

(評価手数料の返還)

第20条 センターが収納した評価手数料は、返還しないものとする。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(秘密保持義務)

第21条 センターの役職員及び委員並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 センターは、依頼者の承諾のある事項、一般に公知である事項その他公表することが支障ないものを除き、依頼者から提出された資料その他評価業務に関する資料は、公表しないものとする。

(実施体制)

第22条 評価業務に従事するセンターの役職員及び委員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。

2 評価業務に従事するセンターの役職員及び委員は、自己が関係する個人、企業、団体等が依頼する案件及び自らが設計、工事監理又は施工に係る業務を行う建築物について、評価業務を行わないものとする。

(帳簿及び申請図書の保存)

第23条 センターは、次の事項を記載した帳簿を備え付け、センターが評価業務を廃止するまで保管するものとする(電子データによる管理を含む)。

- (1) 評価の依頼を受諾した年月日
- (2) 評価を依頼した者の氏名及び建物所在地
- (3) 評価の種別
- (4) 評価証を交付した年月日
- (5) 評価業務の手数料の額
- (6) その他必要な事項

2 センターは、評価証を交付した場合、当該評価証の写し及び診断報告書等、又は改修耐震診断報告書等を評価証交付後3年間、保存するものとする(電子データによる保存を含む)。

(規程の変更等)

第24条 この規程の改変、又は木造住宅耐震評価委員会の運営に関し必要な事項は、各委員協議の上、センターが了承した場合に行う。

(その他)

第25条 この規程は、平成26年6月1日より施行する。

- 2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和元年6月4日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和3年2月4日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表

木造住宅耐震診断及び改修耐震診断評価手数料 (総合評価)	57,200 円 (税込)
木造住宅改修耐震診断評価手数料	49,500 円 (税込)
木造住宅段階的改修耐震診断評価手数料	49,500 円 (税込)
木造住宅改修耐震診断評価手数料 ※1	44,000 円 (税込)
木造住宅段階的改修耐震診断評価手数料 ※1	44,000 円 (税込)
木造住宅改修耐震診断変更評価手数料	22,000 円 (税込)
木造住宅段階的改修耐震診断変更評価手数料	22,000 円 (税込)
評価証再交付手数料	1,100 円 (税込)

※1 耐震診断評価を当社で受けている場合